日本記者クラブ

「法の日」記者会見

山崎敏充・最高裁事務総長

樋渡利秋・検事総長

宮崎　誠・日弁連会長

2009年10月1日

１０月１日の「法の日」にあたり、法曹三者の代表が共同会見を行った。８月３日に初の裁判員裁判が東京地裁で行われて以来、全国各地で多くの裁判員裁判の公判が開かれている。スタートした裁判員裁判について、それぞれの立場で見解を述べた冒頭のスピーチです。

©社団法人日本記者クラブ

＜山崎敏充・最高裁事務総長＞

今年２００９年は、政治部門で大きな変化が起きましたが、我々の司法の分野でも非常に大きな改革が実施された年として、記憶されることになると思います。申すまでもなく、刑事司法の歴史的な大改革である裁判員制度が実施されたというのが、それであります。そうした関係で、本日、日本記者クラブにお招きいただき、話をする機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。

ご案内のとおり、８月３日から６日にかけて、東京地裁で初めての裁判員裁判の公判が開かれました。その後、さいたま地裁がこれに続き、９月に入ってからは、全国各地で多くの裁判員裁判が行われ、９月末までに合計１４件の事件について、判決が宣告されています。これまでのところ、選任手続の段階から判決宣告に至るまで、大きな混乱もなく、概ね順調に推移しており、大変良いスタートが切れたのではないかと思います。

まず、何よりも、国民の皆さんの参加率の高いことが特筆されるところです。平均すると、事前に辞退が認められた方などを除いた候補者のおよそ９割の方が、裁判所に足を運んでおられる状況です。そして、裁判員に選ばれた方たちは、真摯に裁判に取り組まれ、立派に役割を果たしておられます。公判の審理は分かりやすく、評議でも裁判官がいい雰囲気を作ってくれたので十分に意見を述べることができたという多くの裁判員経験者の声が伝えられています。まずもって、裁判員裁判に参加された方々の高い意識と誠実に責務を果たそうとする姿勢に敬意を表したいと思いますが、それとともに、審理、評議に臨んだ裁判官、検察官、弁護士の工夫と配慮がよい結果を生んでいることが窺えます。これまで、裁判所は、検察庁、弁護士会と連携して、模擬裁判を実施するなどして、裁判員裁判の審理評議のありかたについて検討を進めてきましたが、こうした法曹三者の一丸となった取組みの成果が現れているように思います。

判決が言い渡された後の記者会見にも、多くの裁判員経験者に出席していただいています。そこでは、「大変だったが、とても貴重な経験をした。」「疲れたが、やり遂げた充実感がある。」「嫌だなと内心思ったが、裁判員を務めてみて、大変さも吹っ飛ぶくらいよかったと思う。」「まさか自分が選ばれるとは思わなかったので、裁判員に選ばれたときは、『えっ』という気持ちがあったが、今はやってよかったと思っている。」などの発言が相次いでおり、責任の重い仕事をやり遂げた安堵感、充実感、達成感とともに、裁判員として刑事裁判に参加したことに大きな意義を感じておられる様子が見て取れます。裁判員制度が国民に広く理解され、我が国の社会に定着していくには、こうした裁判員経験者の声が伝えられることが何より重要です。そういう意味で、私の立場からも、負担を顧みず、積極的に記者会見に応じていただき、率直な感想を述べていただいた裁判員経験者の皆さんに、感謝申し上げたいと思います。そのほか、経験者からは、「裁判所というと年配の男性が多いイメージがあったが、女性や若手の裁判官もいて、話しやすかった。」とか「普段は接触できない裁判官とテーブルを挟んで話ができた。裁判官たちが事件について一つ一つ真剣に話している様子に感動した。」といった感想も聞かれました。裁判所や裁判官を身近に感じてもらえたようで、こうした裁判員経験者が増えるにつれて、司法や裁判に対する信頼が着実に高まっていくものと期待します。さらに、「この社会がどうすれば少しでもよくなるのかと考えた。」「犯罪に対する認識が変わった。」「裁判に参加したことで、裁判や法律に興味を持った。自分の経験を周りの人や子供に伝えていければよい。」などと自分たちの手でこの社会を良くしていこうという意欲を語る方もおられ、裁判員制度が今後我が国の社会を変えていく大きなインパクトを秘めていることを感じさせられたところです。

去る９月１７日には、最高裁判所に設置されている裁判員制度に関する有識者懇談会が開催され、有識者の方々から率直なご意見、感想を伺いましたが、「国民の参加意欲が高く、予想以上の滑り出しである。」「裁判員が充実感を感じていることがよくわかった。」「裁判員と裁判官のチームワークがよく機能していると感じた。」「今後生じるであろう難しい課題も乗り越えていけるのではないか。」といった積極的な評価が述べられ、裁判員制度が、現段階で国民の皆さん方に肯定的に受け止められていることが確認できました。

もっとも、裁判員裁判は、まだ始まったばかりであり、これから、事実関係が争われる事件や難しい法的評価を含む事件などについても、順次公判が開

かれることになります。これまでも申し上げてきたところですが、いかに入念に準備したとはいえ、実際に裁判員裁判が行われる過程で、さまざまな運用上の問題が生じることは当然あり得ることであります。裁判所としては、実務を積み重ねる中で、こうした問題をひとつひとつ解決して、よりよい裁判員裁判の運用に向けて努力を続けていきたいと考えています。また、やり方は大きく変わっても、裁判が適正に行われなければならないのは、いうまでもないところです。われわれ法曹三者もまだまだ裁判員裁判に不慣れなところがあるので、今後さらに実務の改善に努める必要があると思います。裁判所だけでなく、法曹三者の間でも、十分に意見交換しながら、法律専門家としてのスキルの向上を図っていきたいと考えています。

裁判員制度は、国民と我々法律専門家が一緒になって育てていく制度です。国民の皆様方には、裁判員の候補者に選ばれたときは、ぜひ積極的にご参加いただくようにお願いします。また、この制度は、これまでの刑事司法のあり方を大きく変えるものであり、その定着には、時間が必要です。国民の皆様方、また、メディアの皆様方には、制度の運用を少し時間をかけてじっくりと見守っていただき、その間変わらぬご理解とご支援をお寄せいただきますよう、お願い申し上げて、私のスピーチを終わらせていただきます。

＜樋渡利秋検事総長＞

本日の「法の日」に，私どもに，日本記者クラブで皆様にお話申し上げる機会をいただきましたことに感謝いたします。

今年２００９年は，司法にとって，さらに，我が国の民主主義の発展にとっても，裁判員制度が開始されたという歴史的な年ですが，その年に奇しくも「法の日」が５０回という節目の年を迎えるというのも何か不思議な縁を感じさせます。

この５０年を振り返ってみると，第１回の「法の日」が行われた１９６０年は，いわゆる「所得倍増計画」が策定された年で，我が国は，安い労働力や円安相場等を梃子に，１９６８年には，資本主義国の中でＧＮＰ世界２位に躍り出ました。その後，変動相場制への移行，オイルショック等により，成長は鈍化したものの，安定して成長を続けました。しかし，１９９１年にバブル景気が崩壊し，「失われた１０年」が続き，かつてない不況に見舞われました。そして，「いざなみ景気」によりようやく平成不況から回復しつつあった矢先の昨年の夏ころ，アメリカ合衆国のサブプライムローンに端を発した世界金融危機により，大きな打撃を受け現在に至っているのであります。

その間，護送船団方式に代表される行政主導による事前規制型社会であった我が国は，情報通信技術の革新等によるグローバリゼーションの進展に伴い，規制改革等に取り組み，事後監視型社会へと転換が図られました。こうした社会構造の転換と同時に価値観も多様化し，また，国家の「垣根」が低くなり，国際化が一層進むなど，個人や社会を取り巻く環境も大きく変化し，それに対し，行政，経済のみならず，司法の分野でも対応を迫られることになりました。

ところで，本日の「法の日」は，法の下ではいかなる者も平等であるという，憲法の基本理念である「法の支配」があまねく社会に浸透することを目的として定められたものと理解しておりますが，この「法の支配」の概念は，古くイギリスにおいて，統治者による恣意的な支配を排斥し，被統治者の権利・自由を保障することを目的として確立されたものです。そして，今日においては，その意義はより深まり，国民が統治の主体として自由で公正な社会の構築に参画するという民主主義の発展に不可欠な理念とされ，また，グローバル化の進む国際社会の平和と繁栄を実現するためにも欠くべからざるものになっています。

取り分け，この５０年間に目覚ましい社会構造等の変化を経験してきた我が国にとっては，今後健全な発展を遂げるために，今こそ最も「法の支配」の理念が重要となっており，この理念を通して，一方で経済・社会の自由を確保し，他方で，自由が行き過ぎて，弱い立場の者が不当な不利益を受けることがないよう，ルール違反を的確にチェックするとともに，権利・利益を侵害された者に対し，速やかな救済をもたらすことが強く要請されています。

そして，「法の支配」の理念に基づき，適正な手続の下，公正なルールに従って中立公平な判断を行う司法の重要性に注目が集まったのは当然のことであり，その充実強化を図ろうとしたのが，今次の司法制度改革であります。中でも，裁判員制度は，「法の支配」がこの国の血となり肉となり，憲法の

よって立つ個人の尊重と国民主権が真の意味において実現されるために何が必要とされているのかという，司法制度改革における根源的な問いかけに対する答えとして提唱されたものです。

世界の多くの国では，陪審や参審と呼ばれる制度の下で，国民が司法に参加しています。この裁判員制度は，我が国独自の国民の司法参加制度で，もちろん今まで誰も経験したことがないため，司法制度改革審議会の提言がなされてから８年の間，法曹三者が協力しながら手探りで，具体的な制度設計，立証の在り方の研究と実践などに努めてきました。しかし，裁判員裁判への参加を躊躇する国民の声や，制度そのものに対する批判の声もあって，この制度の運用に関与する多くの人が，大きな期待とともに一抹の不安を抱えながら，８月３日，我が国最初の裁判員裁判の日を迎えたに違いありません。以来，９月末までに，既に１４件の裁判員裁判の判決がなされておりますが，今のところ，心配していたことは杞憂に終わり，逆に裁判員の方々の良識や崇高な使命感に圧倒される思いでありましょう。

心配されていたことの一つに，国民の参加意識が低いのではないかということがありましたが，通知を受けたほぼ９割の方が裁判所にきていただいており，また，裁判員の多くの方々は，裁判後に，堂々と記者会見に応じておられるとの報道に接しておりますが，それによれば，ある裁判員の方は，「皆さん心配なさっていると思うが，一生経験できないようなこと。次の方にも頑張ってもらいたいです。」と，今後裁判員を務める人にエールを送られました。また，裁判員としての精神的負担の問題も懸念されていましたが，ある裁判員の方は，「人を裁くという重大なことを，最初は自分が決めなければという気持ちが強かったが，みんなで最終的な結論に持っていくと考えられるようになってから少し楽になった。」と述べられました。日本人は評議の場で活発に議論するのが苦手ではないかとの指摘もありましたが，裁判員の多くの方々は，「メンバーがとても話しやすく，今となってはかなり前からの知り合いの感覚だ。評議でも思っていることを素直に話せたと思う。裁判官もそういう雰囲気でできるように気を使ってくれました。」と述べられ，また，多くの裁判員の方々が，証人や被告人に質問されるなど，法廷においても主役を演じられました。

今後，裁判員制度の試金石ともなる，犯人性が争われ，状況証拠などで立証するような複雑な事件の審理も行われることになると思います。裁判員の中には，「プレゼンテーションが想像以上に分かりやすかった。検察官，弁護人も我々に理解させようという気持ちが伝わった。」との感想を述べられた方もおられましたが，検察としては，裁判員の方々の理解力や判断力に甘えることなく，総力を挙げて十分な準備を行い，裁判員の皆様が容易に適正な心証を形成できるような公判遂行に心を砕いてまいります。

司法制度改革審議会は，その意見書において，「我が国が取り組んできた行政改革，規制緩和等の経済構造改革等の諸々の改革の根底に共通して流れているのは，国民の一人ひとりが，自律的でかつ社会的責任を負った統治主体として，互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し，この国に豊かな創造性とエネルギーを取り戻そうとする志である。今般の司法制度改革は，これら諸々の改革を憲法のよって立つ基本理念の一つである『法の支配』の下に有機的に結び合わせようとするものであり，一連の諸改革の『最後のかなめ』として位置付けられるべきものである。この司法制度改革を含む一連の諸改革が成功し，２１世紀の展望を開くことができるか否かは，我々国民が現在置かれている状況をどのように主体的に受け止め，勇気と希望を持ってその課題に取り組むことができるかにかかっている。」としました。そして，裁判員の方が会見において，「日本人は昔からお上に弱いが，４日間で考えが変わった。個人が集まって社会ができていると意識するようになった。社会を住みやすくするために何ができるのかを考えれば，制度は発展していく。」と述べられたと聞いて，私は，今般の司法制度改革を通じ，「法の支配」が確実に国民の間に浸透し，我が国の民主主義がより強固なものとなり，この国が今後経験するであろう様々な荒波を乗り越えていくための豊かな創造性とエネルギーを与えてくれるであろうことを確信しました。

検察としては，今後とも，国民の皆様の声に謙虚に耳を傾け，裁判所，弁護士会，警察等関係機関と協力して，司法制度改革を実り多いものとし，司法が国民に身近でより頼りがいのあるものとなるよう，精進してまいりますので，よろしくお願い申し上げます。

＜宮崎誠・日弁連会長＞

８月３日に裁判員裁判の第一号事件が東京地裁で審理されて以来，全国で裁判員裁判が順調に滑り出したことを率直に喜んでいます。裁判員候補の方々の出頭率の高さに，そして，多くの裁判員・補充裁判員の方々が日常生活を中断し，緊張の中で，審理に真剣に向かい合い，悩みながら評議に参加されている姿に，感動を覚えています。各地で全く初めての体験に戸惑いながらも，裁判員裁判を支えていただいている多くの関係者の方々にも，心からの敬意を表したいと思います。

戦前の陪審裁判は選択制でしたから，件数を単純比較することにあまり意味はありませんが，それでも８月末の段階で起訴件数が４９０件を超え，戦前の１５年にわたる陪審裁判における事件総数４８４件を早くも超えたことに感慨を覚えています。

裁判員裁判で多くの刑事手続きが，そして運用が変わりました。目に見える被告人の服装や座る位置だけでなく，検察官の証拠開示などの新しい法制度も定着を見つつあります。

しかし何よりも法廷の有様が様変わりしました。見て聞いてわかる法廷が実現し，裁判員の参加で「法廷で心証を得る」という本来の裁判が展開されています。

報道によれば，裁判員の方々による証人や被告人に対する質問も多数行われ，また，評議においても，それぞれ意見を述べ，活発な議論が行われているとのことです。

公判廷での証言・証拠，被告人の言葉に耳を傾け，ご自身の経験や感覚をもとに，何が起こったのか，被害者の思い，被告人の更生，すべてを考慮して最善の結論を出そうとされている姿が，判決後の裁判員の方々の充実感にあふれた記者会見に現れています。それがまた我々の心を打ちます。

そして，これまでともすれば無関心だった裁判や事件，ひいては社会のあり方について，同じ社会に生きる市民として，関心をもち考え続けていこうという思いも伝わってきました。

事前には「素人に何ができるか」とか「日本人は人前での議論が苦手」という意見もありましたが，裁判への市民参加という「国際標準」が，当たり前ですが日本でも妥当し立派に定着することを示したと思います。

もとより，裁判員制度は，完璧なものではありません。これまでの裁判員の方々の感想の中にも，例えば評議の時間がやや足りないなどの，問題提起もありました。また，我々弁護士を含む当事者の公判廷での活動には，まだまだ不慣れもあり，工夫や改善の余地があると思います。

さらに今後は，被告人が無罪を主張する事件や，死刑求刑が予想される事件などの公判も行われます。日弁連は，今後も裁判員制度の運用に注意を傾け，裁判員経験者をはじめとする皆様方の感想や意見を真摯に受け止めながら，裁判員の方々が参加してよかったと思える制度の運用をめざして努力いたします。拙速でない，被告人の防御権が十分に保障された手続が実現されるよう，全力を挙げて取り組む所存です。

ところで，今年は，裁判員法元年であると同時に，刑事訴訟法が施行されて６０年という節目の年でもあります。この６０年間，いや，それ以前から日本の刑事司法は，強引な取調べと長期間の身体拘束に支配されてきました。国際的な人権機関から厳しく批判されながらも「代用監獄」に収容され，取調室という密室で自白を強要され，そこで作成された供述調書の内容を重視するいわゆる「人質司法」が続いてきました。このような刑事司法が，今年６月に釈放された足利事件の菅家さんの例をはじめ，多くのえん罪事件を生んできたことは明らかです。我々は，このような被害をなくすためには，取調べの可視化，つまり，取調べの全過程の録画しかないと、その導入を訴え続けています。

取り調べの録画は，多くの諸国・地域ですでに導入されています。イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国，アメリカの多数の州や地域，アジアでは韓国や台湾で既に実施されています。取調べの可視化は，自白強要によるえん罪を防ぐための国際標準なのです。

我が国でも，既に国会でご議論いただき，参議院では，昨年及び今年，取調べの全過程の録画を義務づける法律案が議員立法として提出され，可決いただいているところです。

また千葉景子大臣は，就任あいさつでマニフェストに従った可視化の実現を強調されました。自白の強要，えん罪の被害をなくすためにもまた，裁判員が調書の任意性・信用性に悩むことなく審理するためにも，取調べの全過程の録画が不可欠であること

を，ここで重ねて訴えたいと思います。

一方，取調べを録画すれば，被疑者が真実を話さなくなる，だから，おとり捜査や司法取引など，取調べに替わる新しい捜査手法が必要だ，という意見は，今も昔もあります。

しかし，取調べの全過程の録画制度を実際に導入した国の捜査関係者からは，ほとんどの被疑者はカメラの存在は５分もすれば忘れてしまい，供述を得る支障とはならないといいます。

むしろ，公判で録画内容と異なる供述が出てくる可能性がなくなった，捜査機関への信頼が増した，供述調書の作成が簡単となり余った時間を他の捜査に割けるので治安にも資する，など，捜査官自身が評価する声が多いのです。

日本とよく似た刑事司法の下で，取調べの全過程の録画制度を導入した韓国や台湾でも，見返りに「新たな捜査手法」が導入されたということはありません。そして，そのことによって治安が悪化しているという話は聞かれません。

おとり捜査など「新たな捜査手法」は，市民の権利を侵害するおそれも高く，その導入には大変慎重な議論が必要です。「新たな捜査手法」と取調べの全過程の録画をセットにして検討を求めることは，取調べの可視化の導入を遅らせ，無理な取調べによるえん罪が後を絶たない現状を放置することに他なりません。国際的な人権機関から再三指摘されている人質司法を放置することになるのです。

日弁連は，すでに申し上げた裁判員制度の定着と，裁判員元年と刑事訴訟法６０周年を飾るにふさわしい取調べの可視化導入という改革に今後とも努力し，ひいては幅広く透明な社会作りに向けた活動を続けたいと考えています。